



平成20年 5 月20日

各 位

会 社 名 新光証券株式会社
住 所 東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号
代表者名 取締役社長 草間 高志
会社コード 8 6 0 6
問合せ先 広報・I R部長 大坪 教光
電 話 0 3 - 5 2 0 3 - 6 4 1 3

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 20 年 5 月 19 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第 9 条～第 11 条 (条文省略)	第 9 条～第 11 条 (現行どおり)

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 本会社の単元株式数は 1,000 株とする。 2 本会社は第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 第 10 条 (条文省略) (単元未満株式の買増し) 第 11 条 本会社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 (現行どおり) 2 本会社は第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 第 10 条 (現行どおり) (単元未満株式の買増し) 第 11 条 本会社の株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

以 上